每週二回発行月曜日木曜日 定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

第二千五百八十一号 日

平成二十八年 二月十八日

> 木 曜

撤回年月日

平成二十七年十二月二十五日

1	
	_
	救急病院の名は
	称及び
	り所在
	地

山梨大学医学部附属病院	名称
中央市下河東千百十番地	所在
	地

次

目

示

○上及び衛生上支障がないことの認定○一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火.....八二 ○道路の供用開始……………………………………………………………………………八二

○収納代理金融機関の指定の一部改正……………………………………………………八三

○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(四件)…………………………八五 ○指名競争入札について…………………………………………………………………………八三

教育委員会

○一般競争入札について………………………八六

監査委員

○山梨県監査委員行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一 ……八七

公安委員会

○平成二十八年度自動車等の運転免許試験等の実施………………………………八八

示

告

山梨県告示第五十号

次に掲げる病院に係る救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号)第一

条第一項の規定による申出は、 撤回された。

平成二十八年二月十八日

Ш

梨 県

公

報

第二千五百八十一号

平成二十八年二月十八日

山梨県知事 後

斎

縦覧期間

換地計画書の写し

平成二十八年二月十九日から同年三月十七日まで

縦覧書類

山梨県告示第五十一号

次の病院を救急病院として認定した。 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

平成二十八年二月十八日

救急病院の名称及び所在地 山梨県知事

後

藤

斎

山梨大学医学部附属病院 名 称 中央市下河東千百十番地 所 在 地

_ 認定期限

平成三十年十二月二十四日

山梨県告示第五十二号

次のとおり関係書類を縦覧に供する。 県営中山間地域総合整備事業(市川大門地区大木第2工区)の換地計画を定めたので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

る。 なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、 これを申し立てることができ

平成二十八年二月十八日

山梨県知事

後 藤

斎

三 縦覧場所

市川三郷町役場

几 異議申立期間

平成二十八年三月十八日から同年四月一日まで

山梨県告示第五十三号

路の区域を変更する。その関係図面は、 設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年三月十日まで 般の縦覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建

平成二十八年二月十八日

 \equiv

道路の区域

路線名

一三九号 一般国道

道路の種類

斎

山梨県知事 後 藤

	三元・三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三	新	
	二六・六		北都留郡小菅村字髙淀四一七三番地先まで ら
1111.0	110・七~	旧	北都留郡小菅村字髙淀四一七〇番一地先か
(メートル) 長	(メートル)	の旧新	区

山梨県告示第五十四号

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 所において、この告示の日から平成二十八年三月十日まで一般の縦覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

山梨県知事 後 藤

道路の種類 県道

平成二十八年二月十八日

路 線 名 休息山梨線

道路の区域

斎

	£ 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	たまご 山梨市東後屋敷字窪屋敷一○二一番一三地 山梨市勝沼町山字幸神一一二七番地先から	区
	新	旧	の旧別新
一一 一	一一	六·二 四三· 九	(メートル)
六五二・二	六五六・六	六五六・六	(メートル)

山梨県告示第五十五号

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 所において、この告示の日から平成二十八年三月十日まで一般の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

山梨県知事

後

藤

斎

平成二十八年二月十八日

県道 種類 道路 割子切石線 路 線 名 南巨摩郡身延町下田原字廣反歩 南巨摩郡身延町下田原字廣反歩 一三七五番一地先から 四六八番二地先まで 区 間 六〇・三 延 (メートル) 長 年二月十八 期日 平成二十八 供用開始の

山梨県告示第五十六号

ないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。 に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障が 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第一項の規定により一団地内

平成二十八年二月十八日

山梨県知事 後 藤

斎

認定番号

山梨県指令建住第五千七百八十二号

_ 認定対象区域

及び二千三百九十番 甲斐市下今井字切付二千三百七十六番一、二千三百八十二番一、二千三百八十三番

 \equiv 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所

山梨県県土整備部建築住宅課

山梨県告示第五十七号

に改正し、平成二十八年四月一日から適用する。 収納代理金融機関の指定(平成二十年山梨県告示第四百二十六号)の一部を次のよう

平成二十八年二月十八日

山梨県知事 後 藤

斎

表を次のように改める。

銀行 ゆうちょ 株式会社 名 称 代田区霞 東京都千 号 目三番二 が関一丁 所在地 の範囲 び雑部金 戻入金及 歳入金、 取扱事務 を除く。 (保証金 十月一日 平成二十年 指定年月日 |取扱店舗は、株式会社ゆうちょ銀行 の店舗、日本郵便株式会社の営業所 県、埼玉県、千葉県、東京都及び神 ち、山梨県、茨城県、栃木県、群馬 窓口業務を行うものに限る。)のう 会社法第二条第二項に規定する銀行 規定する簡易郵便局(日本郵便株式 法律第二百十三号)第七条第一項に る銀行窓口業務を行うものに限る。 法律第百号)第二条第二項に規定す 簡易郵便局に限る。 奈川県に所在する店舗、 及び簡易郵便局法(昭和二十四年 (日本郵便株式会社法 摘 要 (平成十七年 営業所及び

公

Ш

梨 県

公

報

第二千五百八十一号

平成二十八年二月十八日

告

• 指名競争入札について

れた政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束 ケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成さ の適用を受ける調達契約に係るものである。 次のとおり指名競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ

平成二十八年二月十八日

山梨県知事 後 藤

斎

指名競争入札に付する事項

調達をする役務の名称及び数量

1

名称 人事給与福利厚生システム保守業務

一式

2 調達をする役務の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。

3 契約期間 平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

履行場所 知事が指定する場所

事務を担当する所属 山梨県企画県民部情報政策課

のない者とみなす。 等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格 公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止 指名競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この

いて準用する同令第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十一第一 一項にお

2 地方自治法施行令第百六十七条の十一第一項において準用する同令第百六十七条 り定められた期間を経過していないもの 百六十七条の十一第一項において準用する同令第百六十七条の四第二項の規定によ の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同令第

一条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ て準用する同令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。) の役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の十一第一項におい 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第

営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない

5 んでいない者 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営

几 指名されるために必要な要件

- の仕様について熟知している者であること。 1 山梨県の人事給与福利厚生システムの開発又は保守業務に携わり、当該システム
- 2 本件業務を迅速かつ確実に履行できる体制が整備されている者であること。
- 3 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

五 指名競争入札の参加資格の審査

- 休日」という。)を除く。)の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の1 申請の時期 この公告の日の翌日から平成二十八年三月一日(火)まで(山梨県
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県企画県民部情報政策課情報システム管3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。
- 有している者は、この五において定める審査を受けることを要しない。4.審査の免除.1から3までにかかわらず、現に有効な指名競争入札の参加資格を

ハ 入札手続等

- まで(県の休日を除く。)、五の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から平成二十八年三月二十八日(月)
- る場合は、事前に七の8の三の問い合わせ先に電話連絡すること。で、五の3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望すでの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時ま2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から平成二十八年三月八日(火)ま
- ら午後五時までに、五の3に掲げる場所に持参すること。 九日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時か3 指名競争入札参加表明書の提出方法 この公告の日の翌日から平成二十八年三月
- * 入札及び開札の日時及び場所
- 日時 平成二十八年三月二十九日(火)午後二時
- レーム 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディア
- 十八年三月二十八日(月)午後五時までに到着するように送付すること。の内一丁目六番一号山梨県企画県民部情報政策課情報システム管理担当宛に平成二5 郵便による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇―八五〇一山梨県甲府市丸
- 数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の

分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八

- 7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
- 〕 この公告に係る指名競争入札に関して不正の行為があったとき。〕 指名競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- 第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないと 三 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)
- いとき。四 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難
- 範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の

七 その他

- 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (一) 言語 日本語
- 二 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 免除
- する。めなければならない。ただし、規則百九条の二の規定に該当する者は、これを免除3.契約保証金.契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納
- 4 違約金の有無 右
- 5 前払金の有無 無
- 6 契約書作成の要否 要
- 約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる
- 8 そのい
- 責めを負わないものとする。 なった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県は損害賠償の() 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなく
- ご 詳細は、入札説明書による。

五一二三一四四 問い合わせ先 山梨県企画県民部情報政策課情報システム管理担当(電話〇五

- * Summary
- Nature and quantity of the services to be required:

Maintenance and control service for Yamanashi Prefectural Personnel Salary and

Welfare System 1 unit

Date and time of the tender: 2:00PM March 29, 2016

Bureau in charge:

Resident Life Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi, Kofu Information System Management Section, Information Policy Division, Planning and

Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1417

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し (昭和) 二十四年法律

平成二十八年二月十八日

山梨県知事 後 藤

斎

- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名 処分をした年月日 平成二十八年一月三日
- 商号又は名称 株式会社深沢建設
- 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市中野四百八十五番地
- 代表者の氏名 深沢雪枝
- 許可番号 山梨県知事許可 (特—二二) 第五一〇二号

工事業に係る特定建設業の許可の取消し 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、 石工事業、 ほ装工事業及び水道施設

Ŧ. した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成二十七年十二月九日付けで四に掲げる建設業を廃止

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和) 一十四年法律

平成二十八年二月十八日

Ш

梨

県

公 報

第二千五百八十一号

平成二十八年二月十八日

山梨県知事 後

斎

- 処分をした年月日 平成二十八年一月十七日
- 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号又は名称 深松工務店
- 主たる営業所の所在地 中央市成島三千五百十三番地八
- 3 代表者の氏名 深松和敏
- 許可番号 山梨県知事許可 (般—二七) 第四〇四
- 几 処分の内容建築工事業、大工工事業、 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

<u>Ŧ</u>. 廃止した旨の届出があった。 処分の原因となった事実。平成二十七年十二月二十一日付けで四に掲げる建設業を

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

•

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成二十八年二月十八日

山梨県知事 後 藤

斎

- 処分をした年月日 平成二十八年一月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号又は名称 有限会社金子電気
- 2 主たる営業所の所在地都留市十日市場九百四十六番地十八
- 3 代表者の氏名 金子きみゑ
- 許可番号 山梨県知事許可(特—二六)第五七一六号
- 五. 四 処分の内容 電気工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成二十八年一月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止

• 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成二十八年二月十八日

後

斎

山梨県知事

- 処分をした年月日 平成二十八年一月二十五日
- 商号又は名称 株式会社プレジァコーポレーション
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名 1

- 2 主たる営業所の所在地 甲府市高畑一丁目二番五号
- 代表者の氏名 浅川桂
- 許可番号 山梨県知事許可 (般—二三) 第八一三一号
- 事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し 処分の内容 建築工事業、 大工工事業、 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工
- Ŧī. した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成二十八年一月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止

教育委員会

一般競争入札について

の適用を受ける調達契約に係るものである。 れた政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束 ケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成さ 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ

平成二十八年二月十八日

山梨県教育委員会

教育長 冏 部 那 彦

- 一般競争入札に付する事項
- 調達をする役務等の名称及び予定数量 名称 韮崎射撃場汚染土壌運搬及び処理業務
- 予定数量 三千八十四トン
- 2 調達をする役務等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。
- 3 履行期間 契約の日から平成二十八年八月三十一日まで
- 山梨県教育委員会教育長が指定する場所
- 事務を担当する所属 山梨県教育庁スポーツ健康課
- 三 一般競争入札の参加資格 この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加

- 資格のない者とみなす。
- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
- のいずれかに該当する者 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号
- 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させな

- いこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない
- 第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) 又は法人であっ 三号に該当する者を除く。) てその役員が暴力団員であるもの 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第 (平成三年法律第七十七号)
- 営業に関し、 許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな
- (五) 営んでいない者 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、 引き続き二年以上営業を
- 2 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は を除く。)でないこと。 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをし ている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者
- に登録されている者であること。 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(役務)のうち、「その他役務」
- 者であること。 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二十二条第一項の許可を受けた
- 5 長が定めるところにより明らかにした者であること。 調達をする役務を仕様書に基づき確実に履行できることを、 別に教育委員会教育
- 几 一般競争入札の参加資格の審査
- 日」という。)を除く。) 休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日 申請の時期 この公告の日から平成二十八年二月二十九日(月)まで(山梨県の (以下「県の休
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法
 次に掲げる場所に持参すること。
- 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課
- 契約条項を示す場所等

Ŧi.

入札手続等

- 四の3に掲げる場所
- 2 入札説明書の交付方法
- の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所に おいて直接交付する この公告の日から平成二十八年二月二十六日 (金) までの日 (県の休日を除く。)

- 札の参加資格の確認を受けること。 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入
- 入札及び開札の日時及び場所
- 日時 平成二十八年三月二十九日(火)午後二時
- □ 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁防災新館三階三○一会議室
- 五時までにこの入札への参加資格を有するとの確認を受けた者に通知する。人札は執行しない。この場合においては、平成二十八年三月二十八日(月)午後のである。このため、当該工事の契約が締結されなかった場合は、この一般競争場内の汚染土壌を除去する工事において排出される土壌の運搬及び処理を行うも三、その他 調達をする役務は、平成二十七年度に教育委員会が発注する韮崎射撃
- 5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
- 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- 二 この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- 第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないと『 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)
- に違反したとき。

 「から回までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件
- 6 落札者の決定を保留し、低入札価格審査委員会の審査を経て落札者を決定する。低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合、は、落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

Ш

梨

県

公

報

第二千五百八十一号

平成二十八年二月十八日

- (一) 言語 日本語
- 二 通貨 日本国通貨
- 除する。
 めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免2.入札保証金.入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納
- 除する。めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免り、契約保証金、契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納
- 4 違約金の有無 有
- 5 前払金の有無 無
- 6 契約書作成の要否 要
- 7 その他
- 償の責めを負わないものとする。(三) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなく
- 二 詳細は、入札説明書による。
- 三 問い合わせ先 山梨県教育庁スポーツ健康課(電話○五五―二二三―一七八○)

% Summary

Nature and quantity of the services to be required

Transport and disposal of 3,084t of lead-contaminated soil from The Nirasaki Firing

Kang

- Date and time of the tender 2:00PM March 29, 2016
- 3 Bureau in charge

Sports and Health Division, Yamanashi Prefectural Board of Education

1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8504 Japan

TEL 055-223-1780

監査委員

山梨県監査委員訓令第一号

山梨県監査委員行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正

県 公 報 第二千五百八十一号 平成二十八年二月十八日

する訓令を次のように定める。

平成二十八年二月十八日

山梨県監査委員

泉 野 久

司 浩

大白小小

同同

壁 賢

邦

彦

改正する訓令 山梨県監査委員行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を

司

山梨県監査委員訓令第一号)の一部を次のように改正する。 山梨県監査委員行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程 (平成十七年

証明書」を「署名用電子証明書」に改める。 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、 第三条第二項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「 電子

附 則

この訓令は、 公布の日から施行し、 平成二十八年一月一日から適用する。

公安委員会

平成二十八年度自動車等の運転免許試験等の実施

う。)、法第九十七条の二の規定に該当する者についての運転免許試験(以下「一部免 審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。 及び道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第十八条の五の規定による 除試験」という。)、法第百条の二第二項の規定による再試験(以下「再試験」という。) 能検査」という。)、法第九十七条の規定による運転免許試験(以下「免許試験」とい 五号。以下「法」という。)第八十九条第三項の規定による運転技能の検査(以下「技 平成二十八年四月から平成二十九年三月までの、道路交通法(昭和三十五年法律第百

平成二十八年二月十八日

山梨県公安委員会

委員 長 赤 尚 利

行

技能検査

検 査 0) 種 類 検 査 日 検 查 場 所

> 大型自動車免許 梨県条例第六号)第一条第|山梨県警察本部交通部運転 を定める条例(平成元年山 毎週木曜日 (山梨県の休日 八百二十五番地 山梨県南アルプス市下高砂

			Γ
		普通自動車免許(AT車	<u> </u>
Н	を除く。) 毎週火曜日及び木曜日(休日	AT車に限る。) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	•
		車に限る。) 普通自動車仮免許(AT	•
\{\bar{1}{2}\cdot\}		普通自動車免許(AT車	
音ながまで、 これを は は ない は ない は に いっこう こう できる は れ は れ は れ は れ は れ は れ は れ は れ は れ は	K.	AT車を除く。) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
高少八百二十丘番也1 山梨県南アルプス市下	を余く。)毎週月曜日及び水曜日(休日	大型自動車第二種免許	
試験場所	試験日	免許の種類	
	適性についての免許試験	1 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験二 免許試験	
	日を除く。) 日を除く。) (休	に限る。) 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	•
	日を除く。)毎週月曜日及び水曜日(休	を除く。) おり 日本語 自動車免許(AT車) 日本	•
	毎週水曜日(休日を除く。	中型自動車免許	
上条県警察本部交通部選も上条県警察本部交通部選転	除く。) という。)を シャ 以下「休日」という。)を シャー項に規定する県の休日(免許 条県条例第六号)第一条第 山利	险 以 — 耄	

山梨県公報 第二千五百八十一号 平成二十八年二月十八日

		馬重格介旨車耳夕言	京功幾寸自伝車色午	小型特殊自動車免許	普通自動二輪車免許	大型自動二輪車免許	牽引免許	大型特殊自動車免許	牽引第二種免許	許 許 新 新 第 二 種 免		中型自動車第二種免許	中型自動車免許	中型自動車仮免許	大型自動車免許	大型自動車仮免許	車を除く。) 普通自動車仮免許(AT	に限る。
、人目をど三日は手見く星日曜日及び第三火曜日。ただし	警察署においては毎月第一と二十九年一月四日を除く。)	は毎週k罹日(木日及がF戈運転免許課都留分室において	(木目を余く。)ター)においては毎週水	運転免許課(山梨県総合交通)								毎週金曜日(休日を除く。)	毎週水曜日(休日を除く。)	毎週火曜日(休日を除く。)	毎週木曜日(休日を除く。)	毎週月曜日(休日を除く。)		
国家包护果邓阳分室 山梨県警察本部交通部	日二番二子 山梨県都留市下谷三丁	当交通センター) 運転免許課(山梨県総	山梨県警察体邪交通邪高砂八百二十五番地	山梨県南アルプス市														
山り	亍	祭 選 総 音	重地 18 18 19 19 19 19 19 19	下														
中型自動車仮免許	二丁 大型自動車免許	県総 大型自動車仮免許	車を除く。)	市下 普通自動車仮免許(AT	に限る。)	等有目力主己午 (人) 三	AT車に限る。) 普通自動車第二種免許(車に限る。)	等重目功宜	を除く。)普通自動車免許(AT車	AT車を除く。)	普通自動車第二種免許(大型自動車第二種免許	免許の種類	2 自動車等の運転に必要な			
中			車を除く。)	下 普通自動車仮免許	に限る。)	<u> </u>	AT車に限る。) を除く。)	車に限る。)	等重目功宜文色午(A.C.	車免許	AT車を除く。)	普通自動車第二種免許(許の種		限る。限る。	の主所区域に主所のある旨にようとする者は、当該警察署なお、警察署で免許を受け	に指定した日)とする。

	普通自動二輪車免許
	大型自動二輪車免許
	牽引免許
	大型特殊自動車免許
	牽引第二種免許
	許 大型特殊自動車第二種免
毎週金曜日(休日を除く。)	中型自動車第二種免許
毎週水曜日(休日を除く。)	中型自動車免許

3

に限る。) に限る。)	車に限る。)車に限る。)	普通自動車仮免許(AT を除く。)	普通自動車免許(AT車	A T車を除く。) 普通自動車第二種免許(大型自動車第二種免許	免許の種類
を 関く _	毎週火曜日及び木曜日(休日年週火曜日及び木曜日(休日			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	と徐く。)毎週月曜日及び水曜日(休日	試験日
	,		合交通センター)	運転免許課(山梨県総山梨県警察本部交通部	高少し百二十五番也山梨県南アルプス市下	試験場所

自動車等の運転に必要な知識についての免許試験

原動機付自転車免許

曜日(休日を除く。)

は毎週水曜日(休日及び平成 運転免許課都留分室において

二十九年一月四日を除く。)

山梨県都留市下谷三丁

|合交通センター)

運転免許課(山梨県総山梨県警察本部交通部

目二番二号

曜日及び第三火曜日。ただし 警察署においては毎月第一火 センター)においては毎週水運転免許課(山梨県総合交通

高砂八百二十五番地山梨県南アルプス市下

小型特殊自動車免許

	普通自動二輪車免許
	大型自動二輪車免許
	大型特殊自動車免許
	牽引第二種免許
	許型特殊自動車第二種免
毎週金曜日(休日を除く。)	中型自動車第二種免許
毎週火曜日(休日を除く。)	中型自動車仮免許
毎週月曜日(休日を除く。)	大型自動車仮免許
	車を除く。)

三一部免除試験

免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性についての免許試験

の住所区域に住所のある者に ようとする者は、当該警察署

に指定した日)とする。

なお、警察署で免許を受け

察署

(休日に当たった場合は、 八月及び三月は毎週火曜日

别

| 免許を受けようとする

住所区域を管轄する警

運転免許課都留分室 山梨県警察本部交通部 普通自動車仮免許(AT

山 梨 県 公 報 第二千五百八十一号 平成二十八年二月十八日

重云色午粿(山梨県窓面部山梨県警察本部交通部山梨県南アルプス市下		
高少し百二十五番也(山梨県南アルプス市	作品を	中型自動車仮免許
		大型自動車仮免許
		原動機付自転車免許
		小型特殊自動車免許
		普通自動二輪車免許
		大型自動二輪車免許
		牽引免許
		大型特殊自動車免許
		普通自動車免許
P. と ing 注 できる 当年 26 勝 く		中型自動車免許
四に亥当する音を余く七十号)第三十四条の		大型自動車免許
和三十五手女命育二百道路交通法施行令(昭		牽引第二種免許
l 2	l	許 大型特殊自動車第二種免
ては、水山梨県邪習市下谷三丁卒業証明 合交通センター	- 書を有する者こついては、水石第五項に規定する卒業証明のでに参り、プラック	普通自動車第二種免許
	たら青面をが去穹し上した 第八十九条第三項後段に規定	中型自動車第二種免許
★ 高少しヨニト (山梨県南アル	引起除い。)。週月曜日から金	大型自動車第二種免許
日 試験場所	試験	免許の種類

許試験
2 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び技能についての免

	产型特殊自動車第二種免	中型自動車第二種免許	中型自動車免許	中型自動車仮免許	大型自動車免許	大型自動車仮免許	車を除く。)普通自動車仮免許(AT	に限る。) 普通自動車免許(AT車	AT車に限る。) ・普通自動車第二種免許(車に限る。) 普通自動車仮免許(AT	を除く。) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	AT車を除く。) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	大型自動車第二種免許	免許の種類
		毎週金曜日(休日を除く。)	毎週水曜日(休日を除く。)	毎週火曜日(休日を除く。)	毎週木曜日(休日を除く。)	毎週月曜日(休日を除く。)			を除く。) 毎週火曜日及び木曜日(休日			j.	を除く。)毎週月曜日及び水曜日(休日	試験日
_											1	合交通センター)	高少八百二十丘番也山梨県南アルプス市下	試験場所

Ш 梨 県 公 報 第二千五百八十一号 平成二十八年二月十八日

普通自動二輪車免許	大型自動二輪車免許	牽引免許	大型特殊自動車免許	牽引第二種免許
許	許		許	

3 許試験 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び知識についての免

	चेदि		_1,	n) fe		1.	並	=4-		चेद			
	普通自動二輪車免許	大型自動	大型特殊自動車免許	普通自動車免許	中型自	大型自動車免許	牽引第二種免許	許	大型特殊自動車第二種免	普通自動車第二種免許	中型自	大型自動車第二	免
	動		殊自	動車	型自動車免許	動車	重		殊自	動車	型自動車第二	動車	許
	輪車	輪車免許	動車	免許	免許	免許	免許		動車	第二	第二	第二	0
	免許	免許	免許						第二	種 免	種免許	種免許	種
									植 免	許	許	許	類
								•	曜書	五,第一	第八十九十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	休 毎 週	
									曜日を除く。書を有する者については	五第五項に規定する卒業証明	する書面及び法第九十九第八十九条第三項後段に	休日を除く。)。ただし、毎週月曜日から金曜日まで	試
									く。 名	に規立	文が : 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	くらから	EA
									()	- 正り	古第 1 二項 ½	・金頭	験
									7	・ 卒 -	及び法第九十九条条第三項後段に規	ただし、曜日まで	日
									水	`証 :	条 規	さで(
_						者を	十道元	重山に利			運山		- 5
						者を除く。)	条型を通り	4 見 等	目二番二号山梨県都留	(通り)	運転免許課山梨県警察	八八百年	試
						े ।	十四条の四に道路交通法施	重云充牛果邪習子試山梨県警察本部交通	号音	合交通センター	- 課 (高砂八百二十五番地山梨県南アルプス市	験
						į	該当	留予	下名		` 山部 梨交	- 五番地	場
							四条の四に該当する路交通法施行令第三	運伝免午果那習分室 (山梨県警察本部交通部	目二番二号 山梨県都留市下谷三丁	<u> </u>	転免許課 (山梨県総梨県警察本部交通部	市下	所

Ŧi. 1 審査

技能による審査

免 許 0) 種 類

審

査

日

審

査 場 所

大型自動車仮免許

大型自動車免許

大型自動車第二種免許

|毎週月曜日(休日を除く。)

下高砂八百二十五番山梨県南アルプス市

県総合交通センター 部運転免許課(山梨 山梨県警察本部交通

普通自動車仮免許

中型自動車仮免許

合交通センター)

大型自動車仮免許

原動機付自転車免許

小型特殊自動車免許

普通自動二輪車免許	大型自動二輪車免許	原動機付自転車免許	免許の種類
	F B ·	と余く。)毎週水曜日及び金曜日(休日	を除く。) 毎週火曜日及び木曜日(休日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
			試験場所

几 再試験

				2										
大型特殊自動車免許	T車に限る。) 中型自動車第二種免許(A	中型自動車第二種免許	免許の種類	書面による審査	普通自動二輪車免許	大型自動二輪車免許	牽引免許	大型特殊自動車免許	普通自動車仮免許	普通自動車免許	普通自動車第二種免許	中型自動車仮免許	中型自動車免許	中型自動車第二種免許
		- 休日を除く。) 毎週月曜日から金曜日まで (審査日					毎週金曜日(休日を除く。)			毎週水曜日(休日を除く。)			毎週火曜日(休日を除く。)
室室転免許課都留分室工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具工具	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	山梨県南アルプス市山梨県南アルプス市	審査場所											
							とする。		3 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許、大型自するものとする。	の二第二項に定める確認を受けようとする者については、予約制とし、時間を指定2~他の受付時間は、午後一時から同一時三十分までとする。ただし、法第九十七条~	間は、午前八時三十分から同九時までとする。		普通自動二輪車免許	大型自動二輪車免許

発行者	山梨胆
山梨県	県公報
	第二千五百八十一号
甲府市丸の内一丁目六番一号	号 平成二十八年二月十八日
印刷所	年二月十八日
株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
丁目六番	
	九四
	. 1